

## 習志野市地域支え合い推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 単身世帯及び高齢者のみの世帯並びに認知症の高齢者が増加している現状において、市域における高齢者等の地域住民の力を活用した多様な生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)を創出し、及び提供体制を推進していくため、地域支援事業実施要綱(平成18年老発第0609001号)に基づき、生活支援等サービスの提供に関わる多様な主体が参画して情報共有を図り、連携・協働による取り組みを協議する場として、習志野市地域支え合い推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)生活支援等サービスの提供体制整備のために必要な情報共有及び連携・協働に関すること。
- (2)生活支援等サービスを行う上で求められるニーズ及び地域資源の状況の把握に関すること。
- (3)生活支援等サービスの担い手の養成やサービスの開発に関すること。
- (4)生活支援コーディネーター(地域支援事業実施要綱別記5の2の生活支援体制整備事業に規定する生活支援コーディネーターをいう。)の活動の補佐及び支援並びに資源開発に係る助言に関すること。
- (5)その他生活支援等サービスの提供に関し必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)見識を有する者
- (2)市内で生活支援等サービスを提供しているNPO法人、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、市民活動団体、ボランティア団体、民間企業等の関係者
- (3)社会福祉法人習志野市社会福祉協議会の関係者
- (4)公益社団法人習志野市シルバー人材センターの関係者

(5) 習志野市生活支援体制整備事業の受託法人に所属する生活支援コーディネーター

(6) 市内介護サービス事業者の関係者

(7) 福祉関係者

(8) 高齢者相談センター(地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の職員

(9) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事務を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じて、目的別又は高齢者相談センターが担当する日常生活圏域別に部会を設けることができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域支援事業実施要綱に定める生活支援体制整備事業担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長

が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(任期)

2 この要綱の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。